

## 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会の設置について

平成 29 年 2 月 15 日  
文部科学省研究振興局

**1. 委員会設置の経緯**

○平成 28 年 11 月 17 日、「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4）整備に係る国の関与について」（国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）において、「長崎大学の取組を第三者の立場からチェックする仕組みを、国の主導により構築する。具体的には、文部科学省は、関係省庁及び有識者等を構成員とする「監理委員会」（仮称）を開催し、大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組についてチェックする。」ことが明記された。

○また、同年 11 月 22 日、長崎県知事、市長による長崎大学の施設整備計画事業化の協力合意にあたって、県・市から大学に国主導により開催される「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」と連携することの重要性が強調され、大学も国が構築する第三者チェックの仕組みと連携を取りながら、自らの取組をチェックすることを表明した。

**2. 委員会設置の目的**

関係閣僚会議決定に基づき、外部の有識者による「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」により、上記 BSL4 施設の整備に当たり、長崎大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組について第三者の立場からチェックすることを目的とする。

**3. 委員会の設置主体**

文部科学省（研究振興局長）が設置し、開催する。

#### 4. 委員構成

医学、工学、ヒューマンエラー対策等の安全管理、防犯・セキュリティ、合意形成等の専門家から委員を選出予定。

※この他、オブザーバーとして内閣官房（国際感染症対策調整室、健康・医療戦略室、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）、厚労省の参加を想定。

#### 5. 機能、役割

大学の安全性確保と住民理解などに向けた取組を第三者の立場からチェックし、大学に対し必要な助言等を行う。具体的には、

○施設の設計、建設段階においては、

- ①世界最高水準の安全性確保のための理念、基本的考え方、作業方針が大学において適正に定められているか
- ②設計やマニュアルが①に従って適正に策定されているか
- ③地域住民への情報提供、意見への対応が適切に行われているか

などの大学による施設整備や運用面のプロセスの評価を中心とする。

○施設の稼働後においては、大学の施設の運用、研究の計画・実施について、自己点検状況を確認するなど、安全性確保の観点から大学に対し必要な助言等を行う。

○また、地域との更なる信頼関係の構築を通じた地域との共生のための継続的な取組を進めているか等についても、大学に対し、必要な助言を行う。

#### 6. 今後のスケジュール

平成 28 年度内に設置し、初回会合を開催する。平成 29 年度以降、建設段階では随時、施設完成後も必要に応じ、年 1、2 回程度の頻度で継続的に開催。